

## 2011(平成 23)年度の京都市地球温暖化対策条例に規定する 事業者の義務に係る報告書について

### 1 2011(平成 23)年度の特定事業者の事業者排出量削減報告書等

#### (1) 温室効果ガス排出量

特定事業者は、条例の規定に基づき 2011(平成 23)年度～2013(平成 25)年度の計画期間における温室効果ガス排出量削減計画を記載した削減計画書を提出するとともに、計画期間の各年度の排出量及び削減するための取組等を記載した削減報告書を提出することとしています。

〈条例第 27 条第 1 項, 第 30 条第 1 項〉

この度、特定事業者（146 者）から提出された 2011(平成 23)年度の削減報告書を集計した結果、温室効果ガス総排出量は約 176 万トンで、特定事業者が自ら計画した削減目標を約 3.0%上回って達成しています。

部門別に見ましても、産業部門においては、削減目標に対し約 4.3%、運輸部門においては約 1.6%、業務部門においては約 3.6%それぞれ上回っており、全ての部門において削減目標を達成しています。

表 1 2011(平成 23)年度の温室効果ガス排出実績

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)

部門	事業者数 (者)	2011(平成 23)年度 温室効果ガス排出量			(参考)	
		目標値	実績排出量	実績-目標値 増減率 (%)	基準年度 排出量 <sup>注</sup>	2011(平成 23)年度 - 基準年度 増減率(%)
合計	146	181.2	175.7	▲3.0	185.8	▲5.4
産業部門	36	43.8	42.0	▲4.3	45.3	▲7.5
運輸部門	25	37.3	36.7	▲1.6	37.8	▲2.9
業務部門	85	100.6	97.0	▲3.6	102.7	▲5.5

注：基準年度排出量は、原則 2008(平成 20)～2010(平成 22)年度の 3 か年平均値を採用し、事由がある場合のみ 2010(平成 22)年度単年度の実績値である。

温室効果ガス排出量削減に対する取組として、多くの事業者によって、排出量削減のために節電をはじめとした多様な省エネルギーの取組が実施されました。

**表2 部門別の主な温室効果ガス排出量削減取組内容**

部門	主な取組内容	
産業部門	空調設備	適正な運転管理
		高効率機器への更新
	照明設備	不要な照明の間引き
		LED照明等への切り替え
生産性	生産工程や生産体制の改善	
運輸部門	自動車運送事業	エコカーの導入
		エコドライブ等の適正な運転管理
	鉄道事業	高効率車両の導入
業務部門	空調設備	適正な運転管理
		高効率機器への更新
	照明設備	不要な照明の間引き
		LED照明等への切り替え

**(2) 特定事業者の環境マネジメントシステム導入状況**

特定事業者は、主たる事業所等に環境マネジメントシステムを導入し推進するとともに、その内容を記載した報告書を提出することとしています。

〈条例第22条第1項, 第2項〉

特定事業者から提出された2011(平成23)年度の環境マネジメントシステム導入報告書を集計した結果、101者の特定事業者が導入済となっています。

なお、未導入の特定事業者は、2013(平成25)年度末までに導入することとしています。

**(3) 特定事業者のエコカー購入状況**

特定事業者は、2011(平成23)年度～2013(平成25)年度の計画期間に新たに自動車を購入又はリースする場合、温室効果ガスを排出しない又は排出の量が相当程度少ない自動車(エコカー)の割合を50%以上とするとともに、購入実績を記載した報告書を提出することとしています。

〈条例第23条第1項, 第2項〉

特定事業者から提出された2011(平成23)年度の新車購入等報告書を集計した結果、新たに自動車を購入等した66者のうち52者が50%以上のエコカー購入割合を達成しています。特定事業者が新たに購入等した全体の台数に対するエコカーの割合は約64%でした。

## 2 2011(平成 23)年度の自動車販売事業者の新車販売実績報告書

本市内において自動車の販売を業とする者（自動車販売事業者）は、自動車環境情報を説明しエコカーの提供に努めるとともに、エコカーの販売実績を記載した報告書を提出することとしています。

〈条例第 25 条第 1 項, 第 2 項, 第 3 項〉

自動車販売事業者から提出された 2011(平成 23)年度の新車販売実績報告書の集計結果は以下のとおりでした。

### (1) 販売台数

新車の全販売台数は約 4 万 8 千台であり、そのうちエコカーの販売台数は約 3 万 1 千台で全販売台数に占めるエコカー販売割合は約 65%でした。

### (2) 平均燃費

ガソリン、軽油及び液化石油ガスを燃料とする自動車の平均燃費は、18.8km/l であり、そのうちエコカーの平均燃費は 21.1km/l でした。

表 3 2011(平成 23)年度の新車販売実績

全販売台数 (台)	エコカー 販売台数 (台)	エコカー 販売割合 (%)	ガソリン、軽油、液化石油ガスを燃料とする自動車	
			全体平均燃費 (km/l)	エコカー平均燃費 (km/l)
47,691	30,857	64.7	18.8	21.1

### (参考 1) 特定事業者の該当要件

次に掲げる要件のいずれかに該当した者を「特定事業者」としています。

- ①原油に換算して年間 1,500 キロリットル以上のエネルギーを使用するもの。
- ②自動車や鉄道で大規模に運送事業を営む事業者  
(トラック又はバス 100 台以上, タクシー150 台以上, 鉄道車両 150 両以上)
- ③その他に一定要件以上の温室効果ガスを発生させる事業者  
(二酸化炭素換算で, 年間 3,000 トン以上)

### (参考 2) 特定事業者・自動車販売事業者におけるエコカーの定義

エコカーとは, 以下の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 温室効果ガスを排出しない自動車
  - ・電気自動車
  - ・燃料電池自動車
- ② 温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車
  - ・プラグインハイブリッド自動車
  - ・天然ガス自動車
  - ・ガソリン自動車:平成 22 年度燃費基準 25%向上達成車 等
  - ・軽油自動車:平成 17 年度燃費基準 25%向上達成車 等
  - ・液化石油ガス自動車:平成 22 年度燃費基準達成車

### (参考 3) 自動車販売事業者における新車の定義

新車とは, 自動車検査証の交付を受けたことがない普通自動車, 小型自動車及び軽自動車のうち, 型式の指定を受けたものであって, 次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

- ① 人の運送の用に供する自動車で, 乗車定員が 10 人以下のもの
- ② 貨物の運送の用に供する自動車で, 車両総重量が 3.5 トン以下のもの